

性犯罪被害者への支援における連携・協力に関する協定

かながわ犯罪被害者サポートステーション（以下「サポートステーション」という。）を構成する神奈川県（以下「甲」という。）、神奈川県警察（以下「乙」という。）及び特定非営利活動法人神奈川被害者支援センター（以下「丙」という。）は、神奈川県産科婦人科医会（以下「丁」という。）と性犯罪被害者（以下「被害者」という。）への支援における連携・協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲、乙、丙及び丁が、性犯罪の事件発生直後から行われる診療の重要性を考慮するとともに、被害者の心情に配慮し、連携・協力して被害者に接することにより、もって被害者が心身に受けた影響からの早期回復に資することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 丁は、次の事項について甲、乙及び丙との連携・協力を努めるものとする。

- (1) 甲、乙及び丙に対し、被害者への支援における連携・協力を賛意を示した病院及び診療所（以下「協力病院等」という。）に関する情報を提供すること。
- (2) 協力病院等における診療に際し、被害者の不安を和らげるための配慮を行うこと。
- (3) 協力病院等において、被害者に対する適切な診療を行うこと。
- (4) 協力病院等において、被害者にサポートステーション等に関する情報を提供すること。

（情報の提供）

第3条 甲、乙及び丙は、被害者への支援等に必要な情報を丁に提供する。

（協議）

第4条 この協定に定めのない事項で協議する必要性が生じたとき及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙、丙及び丁は協議して必要な事項を決定するものとする。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、締結の日から平成25年3月31日までとし、

甲、乙及び丙又は丁が、期間が満了する1か月前までに異議を申し出ない限り、以後、1年ごとに自動更新するものとする。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁がそれぞれ署名の上、各1通を保有する。

平成24年2月1日

甲 神奈川県知事 黒岩 祐治

乙 神奈川県警察本部長 久我 英一

丙 特定非営利活動法人神奈川被害者支援センター理事長
榊原 高尋

丁 神奈川県産科婦人科医会会長 東條 龍太郎

(※氏名については、協定締結式において自筆により署名する。)